

## 荒川区社会福祉法人指導監査実施要領

平成29年9月29日制定  
29荒福福第815号  
(福祉部長決定)  
平成30年9月13日一部改正  
令和元年6月18日一部改正  
令和2年7月9日一部改正  
令和4年8月10日一部改正

### (趣旨)

第1条 この要領は、区が社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき実施する、法人に対する指導監査について、荒川区社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年3月26日24荒福福第3236号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「実地検査」とは、一般監査又は特別監査において、法人の主たる事務所又は当該法人が経営する施設若しくは事業所（以下「事務所等」という。）に立ち入り行うその業務若しくは財産の状況又は帳簿その他の書類の検査をいう。  
2 前項に規定するもののほか、この要領で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

### (実施方針)

第3条 指導監査を重点的かつ効果的に行うために、社会福祉行政の動向を踏まえ、指導監査の重点項目を掲げる法人に対する指導監査の実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度指導監査を開始するときまでに定めるものとする。

### (実施計画)

第4条 要綱第4条第3項に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）は、年度の当初に策定するものとする。  
2 実施計画は、要綱第4条第3項に規定する内容のほか、班の編成等をその内容に含むものとする。

### (調査書等の提出)

第5条 区は、第3条の規定により定める実施方針を踏まえ、指導監査に必要な監査項目（法人の自己点検による項目を含む。）を掲げた社会福祉法人調査書（以下「調査書」という。）を作成するものとする。  
2 前項の規定により作成した調査書は、実地検査の対象となる法人に対して送付し、区長が指定する期限までに調査書及び関係資料の提出を求めるものとする。

### (指導監査に係る基準等)

第6条 指導監査に係る確認事項、着眼点、指摘基準等は、指導監査ガイドラインに定

めるところによる。

(一般監査の実施)

第7条 一般監査は、実地検査を行い、監査の対象となる法人の事務所等の実地において、関係者から面談方式で事前に提出された書類及び当該事務所等で保管している関係書類を基に説明を求めることを基本とする。

2 一般監査における実地検査の実施に当たっては、原則として1日で実施するものとする。なお、実地検査の実施場所に当該法人が経営する施設等が所在する場合は、当該施設等の検査も同日に実施することができるものとする。

3 一般監査における実地検査の実施に当たっては、当該実地検査の日の前までに法人に到達するように、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該法人に通知するものとする。ただし、当該法人又は当該法人が経営する施設若しくは事業所において、重大な問題が発生した場合又は苦情、通報、報告書等によりその疑いがあると認められること等の理由によりあらかじめ通知すると当該法人又は当該施設若しくは事業所の日常における運営状況を確認することができないと認められるときは、一般監査の開始時に次に掲げる事項を文書により当該法人に通知するものとする。

- (1) 一般監査の根拠
- (2) 一般監査の日時
- (3) 検査員の氏名
- (4) 準備すべき書類等

4 一般監査においては、係長の職にある者その他区長が適当と認める者を班長とする職員2人以上の検査員による検査班を編成する。この場合において、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、班長は相互の関係を調整するものとする。

5 一般監査における実地検査においては、その効果を高めるために、法人が経営する施設等の指定、認可等を所管する課の職員、法人関係者等に対し、必要に応じて、当該実地検査への立会いを求め、又は必要な事項に関する調査及び照会を行うものとする。

6 一般監査における実地検査においては、法人と指導の内容に関する認識を共有するために、検査員が相互に調整を行った上で、当該実地検査における指導事項を記載した書面（以下「実地検査指導事項票」という。）を作成し、当該法人に写しを交付するものとする。この場合において、次条第2項の規定による通知をするまでの間に、指導事項の追加又は変更が生じたときは、実地検査指導事項票を差し替えるものとする。

7 前項の規定により実地検査指導事項票の写しを交付するときは、法人の役員等に対して、実地検査指導事項票を用いて実地において結果を講評し、改善の必要な事項及び改善の方法を口頭で指示するものとする。ただし、法令の解釈等について疑義が生じた場合その他状況を勘案し必要があると認められる場合は、実地において行わず、関係者を招致して行うことができる。

8 前項の規定による講評は、班長が全般にわたる事項及び班長が担当した事項について、他の検査員は当該検査員が担当した事項について行うものとする。

(一般監査の結果に基づく指導等)

第8条 検査員は、一般監査における実地検査の終了後、直ちにその結果について綿密に検討した上で、当該結果について福祉部長に報告するとともに、必要に応じ関係部

課に協議するものとする。この場合において、当該実地検査に係る法人に問題点がある場合は、問題点があることを明確にするものとする。

- 2 検査員は、前項の規定による検討をした上で、一般監査の結果を法人に対して文書により通知するものとする。この場合において、当該結果に指導監査ガイドラインに定める文書指摘事項が認められるときは、問題点、改善の方法等を当該文書に具体的に記載するものとする。
- 3 検査員は、一般監査をより効果的なものとするために、第1項の規定による報告及び前項の規定による通知を一般監査における実地検査の終了後速やかに行うものとする。
- 4 検査員は、一般監査の結果に指導監査ガイドラインに定める文書指摘事項が認められるときは、法人に対し第2項の規定による通知を発送した日から30日以内に改善状況報告書（改善の事実を客観的に証明する書類を含む。以下同じ。）又は改善計画書を提出するよう求め、その内容を確認するものとする。
- 5 前項の規定による改善状況報告書の内容を確認する場合において、必要と認めるときは、法人における改善状況の確認のために法人の事務所等の実地において調査（以下「確認調査」という。）を行い、当該内容を精査するものとする。
- 6 第4項の規定により改善状況報告書又は改善計画書の内容を確認した結果、改善措置が講じられたと認められたとき又は改善中で改善措置が講じられる見込みがあると認められたときは、一般監査を終結するものとする。この場合において、改善中であったときは、継続的に改善状況を確認し、指導を継続するものとする。
- 7 第5項の規定により改善内容を精査した結果、確認調査を行ってもなお、法令、定款等に違反している場合や、運営に著しく適正を欠く等、改善の措置が認められない、又は改善の意思が確認できないときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続きを進めることができる。

#### （特別監査の実施）

- 第9条 特別監査は、実地検査を行うとともに、帳簿書類の提出を命じ、当該帳簿書類を事務所等の実地から持ち帰り確認する方法、法人の役員、職員等に対し出頭を求め質問する方法等の効率的かつ効果的な方法を適宜用いて実施するものとする。
- 2 特別監査は、次に掲げるいずれかに該当する場合に実施する。
    - ア 度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないとき。
    - イ 運営等に重大な問題や不祥事の発生が確認されたとき。
  - 3 特別監査は、監査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性、緊急性等の状況に応じて、苦情、通報等の情報、一般監査において確認した情報等から疑われる運営上の不正又は著しい不当行為の事実関係を的確に把握できるまで、継続的に実施するものとする。
  - 4 特別監査における実地検査の実施に当たっては、第7条第3項の規定による通知に準じて法人に通知するものとする。
  - 5 特別監査においては、課長の職にある者その他区長が適当と認める者を班長とする職員3人以上の検査員による検査班を編成するものとする。この場合において、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、班長は相互の関係を調整するものとする。
  - 6 前項に規定する検査班は、特別監査を実施するに当たって、必要に応じて、職員等の増員により弾力的な対応を図るものとする。

- 7 特別監査における実地検査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、法人の施設等の指定、認可等の所管課の職員又は法人関係者等に対し、当該実地検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うものとする。
- 8 特別監査における実地検査においては、法人と指導の内容に関する認識を共有するために、検査員が相互に調整を行った上で、実地検査指導事項票を作成し、当該法人に写しを交付するものとする。この場合において、次条第2項の規定による通知をするまでの間に、指導事項の追加又は変更が生じたときは、実地検査指導事項票を差し替えるものとする。
- 9 前項の規定により実地検査指導事項票の写しを交付するときは、法人の役員等に対して、実地検査指導事項票を用いて実地において結果を講評し、改善の必要な事項及び改善の方法を口頭で指示するものとする。ただし、法令の解釈等について疑義が生じた場合その他状況を勘案し必要があると認められる場合は、実地において行わず、関係者を招致して行うことができる。
- 10 前項の規定による講評は、班長が全般にわたる事項及び班長が担当した事項について、他の検査員は当該検査員が担当した事項について行うものとする。

(特別監査の結果に基づく指導等)

- 第10条 検査員は、特別監査における実地検査の終了後、直ちにその結果について綿密に検討した上で、当該結果について福祉部長に報告するとともに、必要に応じ関係部課に協議するものとする。この場合において、当該実地検査に係る法人に問題点がある場合は、問題点があることを明確にするものとする。
- 2 検査員は、前項の規定による検討をした上で、特別監査の結果を法人に対して文書により通知するものとする。この場合において、当該結果に指導監査ガイドラインに定める文書指摘事項が認められるときは、問題点、改善の方法等を当該文書に具体的に記載するものとする。
- 3 検査員は、特別監査をより効果的なものとするために、第1項の規定による報告及び前項の規定による通知を特別監査における実地検査の終了後速やかに行うものとする。
- 4 検査員は、特別監査の結果に指導監査ガイドラインに定める文書指摘事項が認められるときは、法人に対し第2項の規定による通知を発送した日から30日以内に改善状況報告書又は改善計画書を提出するよう求め、その内容を確認するものとする。
- 5 前項の規定による改善状況報告書の内容を確認する場合において、必要と認めるときは、確認調査を行い、当該内容を精査するものとする。
- 6 第4項の規定により改善状況報告書又は改善計画書の内容を確認した結果、改善措置が講じられたと認められたとき又は改善中で改善措置が講じられる見込みがあると認められたときは、特別監査を終結するものとする。この場合において、改善中であつたときは、継続的に改善状況を確認し、指導を継続するものとする。
- 7 第4項の規定による提出の求めに対して改善状況報告書若しくは改善計画書が期限内に提出されない場合又は第5項の規定により改善状況報告書若しくは改善計画書の内容を精査した結果、確認調査を行ってもなお、改善の意思がないこと若しくは改善を怠っていることが認められる場合は、法令の定めるところにより、勧告又は行政処分を行うための手続を進めるものとする。

(指導監査の結果の提供等)

第11条 指導監査の結果は、適宜集約し、行政運営に資するため、関係部課に提供する。

(指導監査に係る情報の公表)

第12条 指導監査の結果のうち、今後の法人指導等に支障があると認められた場合を除き、指導監査ガイドラインに定める文書指摘事項及びそれに対する改善状況については、原則として区のホームページに掲載し、区民に公表するものとする。

(感染症のまん延下における指導監査)

第13条 感染症のまん延下における指導監査は、要綱第4条第2項ただし書き規定に基づき実施するものとする。本指導監査における具体的な取扱いは、その時の感染状況などを踏まえ、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。